

法曹を目指す

法務委員会 専門員

あおき せつこ
青木 勢津子

37年前、語学系の大学から他大学の法学部に入学し直すことになったとき、担任の役割をしていた先生が、私の退学手続書類にサインしながら、「法学部に入るのなら司法試験を目指したらどうですか？」とおっしゃった。司法試験という言葉を意識して聞いたのはその時が初めてだった。司法試験は、言うまでもないが、裁判官・検察官・弁護士という法曹になろうとする者に必要な学識や応用能力があるかどうかを判定する試験である。

当時の旧司法試験には、受験資格の制限はなかった。高校生が教養科目の一次試験を突破して話題になったこともあった。大学を卒業したり、大学在学中であっても一般教養等の一定の課程を修了したりすれば、一次試験は免除になり、法律科目の二次試験から受験できた。二次試験出願者2万8千人前後に対し、合格者は500人弱で合格率は約1.7%。自分には、法曹という職業は遠い道に思え、結局、目指すことはなかった。法学部同期の1年生は209人。女性は12人で、そのうち3人の友人が司法試験を目指した。

その当時に比べると法曹を目指す道は大きく変化している。司法制度改革推進計画（平成14年3月閣議決定）において、司法試験合格者数を平成22年頃には年間3,000人程度とする目標が定められた。法曹養成に特化した教育を行う法科大学院が、平成16年度に68校でスタートし、翌17年度には74校（入学定員5,825人）に増える。法科大学院の初めての修了生が出る平成18年に新司法試験がスタート。新司法試験と旧司法試験の合格者の合計は、平成20年に2,209人に達した。旧司法試験が終了した平成23年以降は、「新司法試験」が「司法試験」となる。ただし、合格者数はそれ以上に増えず、平成26年が1,810人、平成28年が1,583人である。

実は、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、司法試験の年間合格者数3,000人程度との目標は、現実性を欠くものとして事実上撤回され、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、司法試験合格者を当面1,500人程度出せるよう必要な取組を進めるとされたのである。

一方、法科大学院の入学者数は、平成18年度の5,784人が最多で、平成28年度は1,857人にまで減少している。平成18年から行われている新司法試験の出願者数については、最多だったのは平成23年の11,891人で、平成29年は6,716人である。

法曹志望者が大幅に減少していることは深刻な問題である。今国会で、法曹人材確保の推進等を図るため、司法修習生に対し修習給付金を支給する改正裁判所法が成立している。

大学の同期で法曹を目指した友人3人は、現在、それぞれ検察官や弁護士として活躍している。今年度の母校の法学部新1年生は182人（うち女性65人）と聞く。志を高くもって法曹を目指す学生が多数含まれていることを願っている。